

## 綾瀬市道の駅整備検討委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市道の駅整備検討委員会の設置、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 本市における道の駅（「道の駅」登録・案内要綱に規定する道の駅をいう。以下同じ。）の整備かつ登録に向けて必要な事項を検討するため、綾瀬市道の駅整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 道の駅の整備かつ登録に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認める事項

### (組織)

第4条 委員会は、委員10名以内とし、別表に掲げる者より構成する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、道の駅の登録をもって満了とする。

### (委員長)

第6条 委員会の委員長に副市長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

### (会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (代理出席)

第8条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、職務上関連のある代理者を出席させることができる。

- 2 前項の代理者は、委員とみなす。

### (作業部会の設置)

第9条 第3条に規定する事項に関して調査研究及び調整をするため、委員会に作業部会を置くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、都市計画主管課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月26日から施行する。

別表（第4条関係）

委 員	
国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所	調査課長
神奈川県 県土整備局 道路部	道路企画課副課長
神奈川県 県土整備局 厚木土木事務所東部センター	道路維持課長
神奈川県 県央地域県政総合センター 農政部	地域農政推進第一課長
神奈川県 大和警察署	交通第一課長
副市長	